



長野県報

3月31日(金)
平成29年
(2017年)
号外

目次

規 則

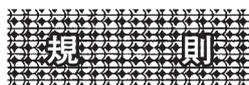
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報公開・法務課）	1
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	1
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	2
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	11

告 示

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱の一部改正（信州の木活用課）	12
長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の一部改正（信州の木活用課）	12
長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正（信州の木活用課）	13
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	14

公 告

医療法に基づく長野県地域医療構想の策定及び縦覧（医療推進課）	14
--------------------------------	----



政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。
第4条中「配当所得」を「配当所得等」に、「の株式等」を「の一般株式等」に、「及び」を「、同法第37条の11第1項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び」に改める。

様式第2号中 「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

」を

「

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		

」に、「の配当所得」を「の利子・配当所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第11章の章名を次のように改める。

第11章 児童心理治療施設

第32条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附則第2項中「附則第11項」を「附則第6項」に改める。

附則第4項中「附則第15項」を「附則第10項」に、「附則第12項」を「附則第7項」に改める。

附則第10項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

（個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則別表の1 知事の項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録又は同条第3号」に改め、同表の4 知事の項中「日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に、「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に、「第6条の3第1項」を「第6条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中 「 1,100 」「 1,100 」「 1,100 」「 1,800 」「 3,600 」を 「 1,200 」「 1,200 」「 1,200 」「 1,900 」「 3,700 」に、

「 ク 燃焼性試験 」「 ケ 糸加工試験 」を 「 5,500 」「 3,900 」に、

「 ク 糸加工試験 」を 「 4,100 」に、

「 800 」を 「 900 」に、 「 2,300 」「 1,800 」「 1,800 」「 2,100 」「 4,000 」「 4,000 」「 4,600 」「 4,200 」を 「 2,400 」「 1,900 」「 1,900 」「 2,200 」「 4,100 」「 4,100 」「 4,800 」「 4,300 」に、

「 1,200 」「 4,300 」「 1,900 」「 1,800 」「 1,100 」「 4,500 」「 6,600 」「 1,400 」「 7,600 」を 「 1,300 」「 4,400 」「 2,000 」「 1,900 」「 1,200 」「 4,600 」「 6,800 」「 1,500 」「 7,800 」に、 「 2,800 」「 2,400 」を 「 2,900 」「 2,500 」に、

「 3,000 」を 「 4,800 」に、

「 ウ 洗濯試験 」「 エ 汗試験 」「 オ 摩擦試験 」を 「 1,500 」「 1,800 」「 1,300 」に、

「 ウ 汗試験 」「 エ 摩擦試験 」を 「 1,800 」「 1,400 」に、

「 2,700 」を 「 2,800 」に改め、同表の木工の項を次のように改める。

木工	1 材料物性試験		
	(1) 測定試験		
	ア 色差光沢	1 件	1,200
	イ 寸法変化	”	2,700
	(2) 木材含水率試験	1 試験片	1,100
	(3) 顕微鏡写真試験	フィルム1枚	1,300
	(4) 低温特性試験	1 時間	3,600
(5) 振動モード測定試験	1 件	7,300	
2 塗料塗膜試験			

(1) 塗料物理的性質試験	〃	700
(2) 塗膜物理的性質試験	〃	700
3 製品強度試験	〃	3,200

別表の機械金属の項中	「	1,000	「	1,100	「	4,300
	」	2,000	」	2,100	」	2,100
	「	2,300	を	2,400	に、	4,000
	」	1,500	」	1,500	」	5,200
	「	2,200	」	2,300	」	6,800
	」					2,300
	「					3,500
	」					1,800
	「					4,700
	」					

別表の機械金属の項中	「	4,400	「	8,300	「	8,500	「	13,000
	」	2,200	」	6,900	」	7,100	」	25,000
	「	4,100	に、	12,000	を	13,000	に、	6,200
	」	5,300	」		」		」	
	「	7,000	」		」		」	
	」	2,400						
	「	3,600						
	」	1,900						
	「	4,800						
	」							

別表の機械金属の項中	「	14,000	「	2,000	「	2,100	「	8,700
	」	26,000	に、	3,100	を	3,200	に、	3,700
	「	6,300	」		」		」	3,200
	」							3,300
	「							7,100
	」							2,300
	「							3,900
	」							1,900
	「							3,700
	」							3,000

別表の機械金属の項中	「	8,800	「	4,800	「	5,300	「	7,500
	」	3,800	」	6,500	」	7,100	」	7,500
	「	3,300	に、	10,000	を	11,000	に、	
	」	3,400	」		」		」	
	「	7,200	」		」		」	
	」	2,400						
	「	4,000						
	」	2,000						
	「	3,800						
	」	3,100						

別表の機械金属の項中	「	7,600	に、	」			
------------	---	-------	----	---	--	--	--

(ウ) エネルギー分散定性分析による場合	〃	7,700	を
(I) エネルギー分散面分析による場合	〃	15,000	
(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	〃	5,500	
(4) 透過型電子顕微鏡によるもの			
ア 形態・構造撮影による場合	〃	122,000	
イ 電子線回折像撮影による場合	〃	120,000	
ウ STEM像撮影による場合	〃	117,000	
(5) 走査型レーザー顕微鏡によるもの			
ア 常温観察	〃	2,200	
イ 高温観察	〃	4,300	
(6) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの			
ア 静滴法による場合	〃	12,000	
イ 押し出し液滴法による場合	〃	124,000	
(7) デジタル顕微鏡によるもの	〃	1,200	
(8) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡によるもの			

(ウ) エネルギー分散定性分析による場合	〃	7,800	に、
(I) エネルギー分散面分析による場合	〃	16,000	
(3) 透過型電子顕微鏡によるもの			
ア 形態・構造撮影による場合	〃	123,000	
イ 電子線回折像撮影による場合	〃	121,000	
ウ STEM像撮影による場合	〃	118,000	
(4) 走査型レーザー顕微鏡によるもの			
ア 常温観察	〃	2,300	
イ 高温観察	〃	4,400	
(5) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの			
ア 静滴法による場合	〃	13,000	
イ 押し出し液滴法による場合	〃	124,000	
(6) デジタル顕微鏡によるもの	〃	1,300	
(7) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡によるもの			

5,700	5,800	
11,000	11,000	
22,000	23,000	に、「
		16,000
		を「
		17,000
		」に、
3,800	3,900	」

49,000	50,000	に、
94,000	95,000	」

(1) 真空熱処理炉によるもの	1 時 間	7,100	を
(2) 放電プラズマ焼結炉によるもの	〃	19,000	
(3) 超臨界脱脂装置によるもの	〃	7,300	
(4) 低温溶射装置によるもの	〃	6,600	

(1) 真空熱処理炉によるもの	1 時 間	7,300	に、
(2) 放電プラズマ焼結炉によるもの	〃	19,000	
(3) 低温溶射装置によるもの	〃	6,800	

1,800	1,900	
1,500	1,500	に、「
800	900	1,500
		を「
		1,200
		」に、
1,800	1,900	」

4,100	4,200	に、「
		1,000
		を「
		1,100
		900
		」に、
700	800	」

(7) 気体流量測定	1 件 (1 測定箇所 8 時間までごとに 1 件とする。)	4,100	を
(4) 電源品質測定	〃	2,700	
(5) 電力分析	〃	4,700	
サ その他の試験	1 件	1,800 円以上12,000 円以下の範囲内で 知事が定める額	

(7) 気体流量測定	1 件 (1 測定箇所 8 時間までごとに 1 件とする。)	4,200	に、
(4) 電源品質測定	〃	2,800	
(5) 電力分析	〃	4,800	
サ 太陽電池モジュール測定器評価試験 シ その他の試験	1 件	18,000 1,900 円以上13,000 円以下の範囲内で 知事が定める額	

4,500	4,700	を
3,400	3,500	
4,500	4,700	
9,500	9,800	
5,000	5,200	
5,500	5,800	
3,800	4,000	
8,200	8,600	
6,300	6,500	
7,100	7,300	
5,600	5,700	に、
7,000	7,200	
4,000	4,100	
1,100	1,100	
2,800	2,900	
7,000	7,100	
1,100	1,400	
6,700	6,800	
4,900	5,000	
6,400	6,500	

10 工作機械精度測定試験	1 測定項目	1,200	を
(1) 静的精度測定	1 台	4,100	

10 工作機械精度測定試験	1 測定項目	1,200	に、
---------------	--------	-------	----

2,600	2,700	を
6,800	6,900	
1,600	1,700	
6,500	6,700	を
6,000	6,100	

5,600	5,700	を
3,300	3,300	

ア 機器の一辺が1メートル未満のもの (7) 放射雑音測定試験	1 件 (動作条件を 変更して行う場合 にあつては、動作 条件ごとに1件と する。)	44,000(動作条件を 変更して行う場合 にあつては、変更 後について25,000)	を
------------------------------------	--	--	---

ア 機器の一辺が1メートル未満のもの (7) 放射雑音測定試験	1 件 (動作条件を 変更して行う場合 にあつては、動作 条件ごとに1件と する。)	46,000(動作条件を 変更して行う場合 にあつては、変更 後について26,000)	に、「15,000
------------------------------------	--	--	-----------

「」を「16,000(」に、「11,000)」を「12,000)」に、「 21,000 」を「 22,000 」に、

イ 機器の一边が1メートル以上のもの (7) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して行う場合にあっては、動作条件ごとに1件とする。)	44,000(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について25,000)	を
イ 機器の一边が1メートル以上のもの (7) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して行う場合にあっては、動作条件ごとに1件とする。)	46,000(動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について27,000)	に、「13,000

「」を「14,000(」に、「9,000)」を「9,600)」に、「 7,400 」を「 7,600 」に、

5,000
6,000
6,000
5,700
5,900
6,100

を

「 5,200
6,200
6,200
5,900
6,000
6,300 」に、「 2,200 」を「 2,300 」に改め、同表の食品の項中

1,800 4,700 2,900 2,200 2,300 7,100 4,300	を	1,900 4,800 3,000 2,300 2,400 7,200 4,400	に、	5,100 5,400 2,200 1,800	を	5,200 5,500 2,300 1,900	に、
---	---	---	----	----------------------------------	---	----------------------------------	----

「 3,400 」を「 3,500 」に、「1,700円」を「1,800円」に、「6,800円」を「7,000円」に、「4,600円以上8,900

円」を「4,800円以上9,100円」に、「 9,100 」を「 10,000 」に、「 9,400 」を「 11,000 」に、「 22,000 」を

「 23,000 」に、「 1,500
2,400
7,700
39,000 」を「 1,600
2,500
7,900
40,000 」に、「30,100(」を「30,000(」に、「30,100円」を「30,000

円」に、「3,100円」を「3,200円」に、

(5) 飛行時間型質量分析試験	1 件	23,000	を
(6) 真空凍結乾燥試験	1件(24時間までごとに1件とする。)	27,000	
(7) その他の試験	1 件	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	
(5) 飛行時間型質量分析試験	1 件	24,000	
(6) 真空凍結乾燥試験	1件(24時間までごとに1件とする。)	28,000	
(7) 抗酸化力測定試験	1 件	26,000	に改め、同

(8) その他の試験	〃	12,000円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	」
表の化学等の項中	「 8,400 」を「 8,500 」に、	10,000 を 10,000	「 10,000 」に、
	「 20,000 」を「 31,000 」に、	20,000 を「 2,900円」を「 3,000円」に、	「 6,100 」を
	「 29,200 」を「 29,000 」に、	25,000 を「 33,200 」に、	「 30,000 」に、
	「 6,300 」に、	37,200 を「 37,000 」に、	「 34,000 」に、
	「 33,000 」を「 49,200 」に、	33,000 を「 49,000 」に、	「 46,000 」に、
	「 3,300 」を「 3,400 」に、	「 3,400 」に、「 4,600円」を「 4,700円」に、	
	「 4,600 」を「 4,700 」に、	76,000 を「 10,000 」に、	「 11,000 」に、
	「 5,900 」を「 6,100 」に、	16,000 を「 31,000 」に、	「 32,000 」に、
	「 8,900 」を「 3,500 」に、	9,000 を「 3,600 」に、	「 3,400 」に、
	「 3,300 」を「 3,400 」に、	35,000 を「 15,000 」に、	「 14,000 」に、
	「 4,500 」を「 7,800 」に、	4,600 を「 7,900 」に、	「 6,900 」を「 7,100 」に、
		21,000 を「 22,000 」に、	「 12,000 」を「 13,000 」に、
(1) 機械的試験	1 件	1,900	
(2) 熱的試験	〃	2,400	
(3) ゴム硬さ試験	〃	1,000	
(4) 生分解性試験	1件(1試料24時間までごとに1件とする。)	10,000	を
(5) 衝撃試験	1 件	600	
(6) その他の試験	〃	1,100円以下の範囲内で知事が定める額	」
(1) 機械的試験	1 件	2,000	
(2) 熱的試験	〃	2,500	
(3) ゴム硬さ試験	〃	1,100	
(4) 衝撃試験	〃	600	に、
(5) その他の試験	〃	1,200円以下の範囲内で知事が定める額	」

「

1,400
1,800

」を「

1,500
1,900

」に、

「
(7) 粘弾性
ア 静的粘弾性測定装置によるもの
イ 動的粘弾性測定装置によるもの
「

12,000
14,000

」を
「

12,000
14,000

」に、

「
(7) 粘弾性
「

13,000
1,600

」を
「

14,000
1,700

」に、

「

12,000
7,500

」を「

12,000
7,700

」に、
「

3,000
3,000
7,600
9,600

」を
「

3,100
3,100
7,800
9,800

」に、

「

7,500
8,300

」を「

7,700
8,600

」に、
「

2,400
2,400
1,800
1,900

」を
「

2,500
2,400
1,900
2,000

」に、

「

2,800
2,400

」を「

2,900
2,500

」に、
「

3,200
1,900
1,300

」を
「

3,300
1,900
1,400

」に改め、同表の試料前

処理の項中 「

1,800
3,600

」を「

1,900
3,700

」に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中 「

600

」

「

700

」に改め、同表の備考の15を削り、同備考の14中「4,700円」を「4,800円」に、「6,400円」を「6,500円」に改め、

同14を同備考の15とし、同備考の13中「5,300円」を「5,400円」に、「及びbの(a)」を「にあっては7,400円、同(ウ)のbの(a)」に、「7,400円」を「7,500円」に、「10,900円」を「11,000円」に、「6,700円」を「6,800円」に、「14,200円」を「14,000円」に、「18,200円、同(ウ)のbにあっては14,000円」を「18,000円、同(ウ)のbにあっては15,000円」に、「28,200円」を「28,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「7,900円」を「8,000円」に、「3,300円」を「3,400円」に改め、同13を同備考の14とし、同備考の12を同備考の13とし、同備考の11中「10の(1)」を「10」に改め、同11を同備考の12とし、同備考の10中「5,600円」を「5,900円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「5,700円」を「5,800円」に、「5,500円」を「5,600円」に改め、同10を同備考の11とし、同備考の9中「8の(2)のク」を「8の(2)のク及びコ」に改め、「ついて」の次に「、同クにあっては4,700円」を加え、同9を同備考の10とし、同備考の8を同備考の9とし、同備考の7中「2,200円」を「2,300円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に改め、同7を同備考の8とし、同備考の6中「1,200円」を「1,300円」に改め、同6を同備考の7とし、同備考の5を同備考の6とし、同備考の4中「2の(8)のウの(イ)」を「2の(7)のウの(イ)」に、「7,600円」を「7,700円」に改め、同4を同備考の5とし、同備考の3中「2の(8)のウの(7)」を「2の(7)のウの(7)」に、「7,600円」を「7,700円」に改め、同3を同備考の4とし、同備考の2中「2の(6)のイ」を「2の(5)のイ」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同2を同備考の3とし、同備考の1中「1,900円」を「2,000円」に改め、同1を同備考の2とし、同2の前に次のように加える。

1 繊維の項の2の(3)のアの(イ)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、600円とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

学校職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

学校職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中 「大町市立美麻小学校
長野市立大岡小学校」 を

「長野市立大岡小学校」 に、 「大町市立八坂中学校
大町市立美麻中学校」 を

「大町市立八坂中学校」 に、 「下水内郡栄村立栄中学校」

を 「下水内郡栄村立栄中学校
大町市立美麻小中学校」 に改める。

別表第2中 「下高井郡山ノ内町立北小学校
長野市立鬼無里小学校」 を

「長野市立鬼無里小学校」 に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

義務教育課